

1 交通不便地域の現状

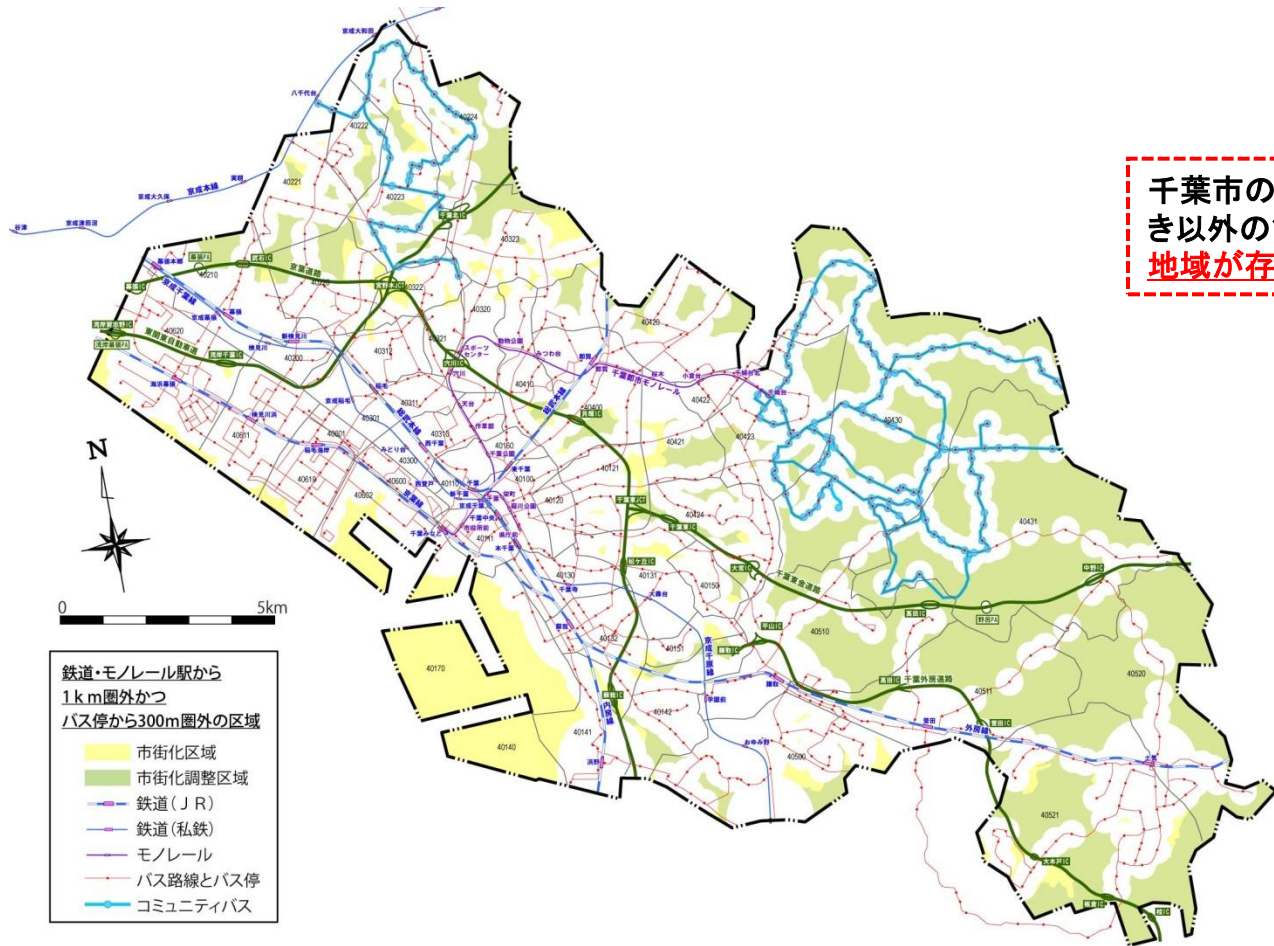
千葉市

○交通不便地域（H15 バス対応方針）

・路線バスが撤退した「鉄道・モノレール駅から1km圏外かつバス停から300m圏外の区域」

○支援

・千葉市がバスを運行(委託)



参考

国土交通省

○交通不便地域（H23 サバイバル戦略）

・半径1キロメートル以内にバスの停留所、鉄軌道駅、海港及び空港が存しない集落（※集落:概ね50戸以上の建築物が連たんしている地域）
・市街地その他の交通不便地域として地方運輸局長等が指定する地域の住民等の移動確保のための地域間交通ネットワークのフィーダー系統

○支援

・運行費の補助対象経費合計額の1/2と、各補助対象市町村毎に算定される国庫補助上限想定額のいずれか少ない方の額以内の額を補助



2 委員からの意見

- ① 地元住民・企業等の計画段階からの参画
- ② 既存のバス路線など地域交通全体との連携
- ③ 多様化する地域の公共交通ニーズへの対応
- ④ 施策への効果に対する定期的なチェック・評価・改善体制の確立
- ⑤ 地域住民が交通サービスを要望するのであれば、相応の経費負担をすべき

3 今後の移動手段確保のための支援

- ① 既存の「バス対応方針 H15」を廃止し、新たな方針を検討
(検討の方向性は、下記②～⑤による)
- ② 地域住民・交通事業者・行政の協働
- ③ 地域毎の特性を考慮した移動手段の選択
- ④ アドバイザー制度の確立
- ⑤ 運行経費に対する地域住民の一定負担